

18科原安第139号
平成19年1月11日

関係事業者・関係機関 殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課長
野家 彰

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び
「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」
の一部改正等について (印影印刷)

貴事業所等におかれましては、日頃より、放射性同位元素等における放射線障害の防止に関する法律関係法令に基づき、安全管理に努めておられることと存じます。

このたび、国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則 2005 年版の取り入れ等により、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（以下「外運搬告示」という。）」の一部を改正しました。関係手続、講ずべき措置等について改正後の規定に照らして遺漏のなきようお願いいたします。

なお、今回、円滑な審査のため、施行規則第 18 条の 17 の容器承認の申請等について、留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、併せて御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 施行規則第 18 条の 17 の容器承認の申請

- (1) 施行規則第 18 条の 17 第 2 項の規定により容器承認申請書に添えなければならない同項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第 1 から別記第 4 までによるものとする。
- (2) 施行規則第 18 条の 17 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項第 2 号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、文部科学大臣が交付した放射性輸送物設計承認書の写しを同条第 1 項に規定する容器承認申請書に添付すること。

2 . 施行規則第 18 条の 19 の承認容器使用期間更新の申請

(1)施行規則第 18 条の 18 の規定により容器承認書の交付を受けた者が、同規則第 18 条の 19 第 1 項の規定に基づき承認容器として使用する期間の更新を受けようとする場合にあっては、当該期間の満了する日の 60 日前までに、施行規則第 18 条の 19 第 2 項に規定する承認容器使用期間更新申請書を提出すること。

(2)施行規則第 18 条の 19 第 2 項の「当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書」として、別記第 4 に記載した方法により、1 年に 1 回以上(年間の使用回数が 10 回を超えるものにおいて、使用回数 10 回ごとに 1 回以上)実施した定期自主検査の結果等を提出すること。

3 . 外運搬告示第 25 条の設計承認の申請

(1)外運搬告示第 25 条第 1 項の規定により申請書に添えて提出しなければならない施行規則第 18 条の 17 第 2 項第 2 号の書類の記載事項は、別記第 2 によるものとする。

(2)外運搬告示第 25 条第 2 項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者が同条第 3 項の規定に基づき当該設計承認書の有効期間の更新を受けようとする場合にあっては、当該期間の満了する日の 60 日前までに、同条第 4 項に規定する放射性輸送物設計承認有効期間更新申請書を提出すること。

4 . 特別形放射性同位元素等であることの証明

外運搬告示第 2 条第 1 号に定める A_2 値を超える放射能を有する特別形放射性同位元素等を A 型輸送物として運搬しようとする場合にあっては、当該輸送物が特別形放射性同位元素等であることについて、別記第 5 の様式による願いにより、証明書の交付を願い出ることができる。

5 . I A E A の輸送基準に適合することの証明

外運搬告示第 25 条に掲げる文部科学大臣の設計承認を受けた放射性輸送物を国際輸送に用いる場合にあっては、当該放射性輸送物の設計が I A E A の輸送基準に適合することについて、別記第 6 の様式による願いにより、英文による証明書の交付を願い出ることができる。

以上

別記第 1

規則第 18 条の 17 第 2 項第 1 号の説明書の記載事項

1. 収納する放射性同位元素等の仕様
2. 仕様の決定方法（注）

注 放射能の量、発熱量等計算により算出しようとする仕様の計算方法等について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

別記第 2

規則第 18 条の 17 第 2 項第 2 号の説明書の記載事項

1. 容器の構造及び材質（注 1）
2. 容器の製作方法
3. 放射性輸送物の説明
4. 放射性輸送物の安全解析
5. 品質管理の基本方針（注 2）
6. 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項
7. 安全上の特記事項

注 1 容器の主要材料を記載し、容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

注 2 品質管理については、平成 11 年 2 月 24 日付 11 安局（核規）第 2 号「核燃料物質輸送容器の製作に係る品質管理審査指針」に準ずるものとするので、申請に当たっては、この点に留意すること。また、下請請負契約者の選定基準についても記載すること。

別記第 3

規則第 18 条の 17 第 2 項第 3 号の説明書の記載事項

容器の製作時の検査に関する説明（注）

注 検査結果及び品質監査結果を添付すること。

別記第 4

規則第 18 条の 17 第 2 項第 4 号の説明書の記載事項

容器の性能維持に関する説明（注）

注 容器の完成後から容器承認申請時まで、当該容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。例えば、容器の設計仕様に従い、外観検査、作動確認検査、吊上げ検査等の結果を記載すること。

別記第 5

特別形放射性同位元素等証明願

番 号
年 月 日

文部科学省
科学技術・学術政策局長 殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名） 印

下記の特別形放射性同位元素等であることの証明を受けたく、申請します。

記

1. 特別形放射性同位元素等の名称
2. 特別形放射性同位元素等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 放射性同位元素等の設計仕様

（別紙記載事項）

特別形放射性同位元素等の設計が放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 7 号）第 2 条第 1 号の技術基準に適合することについての説明

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 6

放射性輸送物設計承認英文証明願

番 号
年 月 日

文部科学省
科学技術・学術政策局長 殿

住 所
氏 名 (法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名) 印

下記の放射性輸送物の設計が「 I A E A 放射性物質安全輸送規則」の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、申請します。

記

- 1 . 放射性輸送物の名称
- 2 . 設計承認番号

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。